

堺市統一地方選挙に係る広報啓発事業企画・運営業務

仕様書

1. 業務の名称

堺市統一地方選挙に係る広報啓発事業企画・運営業務

2. 履行場所

堺市が指定する場所（堺市内の駅ほか）

3. 履行期間

契約締結日から令和9年4月30日まで

4. 業務概要

令和9年4月に執行予定の統一地方選挙について、投票日等を広く有権者に周知し、投票参加を呼びかけるため、広報啓発事業全体の企画・運営を一体的に行う業務である。

本業務は、ポスター、動画等の個々の成果物の制作そのものを目的とするものではなく、投票参加につながる効果的な広報啓発を実現するため、各種媒体を横断的に活用した企画立案、制作、掲出、運用までを一貫して実施するものである。

5. 業務目的及び重点ターゲット

投票日等を有権者に広く周知し、独自性、話題性があり、かつ高いパブリシティ効果が期待される広報啓発事業を実施し、情報発信を強化することで、多くの有権者が選挙に関心を持ち、投票参加につなげることを目的とする。

広報啓発事業の実施に当たっては、特に、投票率が低い若年層に加え、こどもの頃に投票所に行った経験が将来の投票参加につながることをデータで明らかになっていることを踏まえ、子育て世帯を重点ターゲットとする。

6. 実施する業務内容一覧

(1) ポスター版下の企画・制作
(2) 動画素材の企画・制作
(3) バス停留所における大規模広告（シテイスケープ）の版下の制作・掲出
(4) 交通広告の企画・制作・掲出
(5) インターネット広告の企画・制作・掲出
(6) 商業施設等でのデジタルサイネージの掲出

7. 業務内容

(1) ポスター版下の企画・制作

①規格

(A) B3サイズ 縦長 カラー4色（フルカラー） コート紙135Kg

(B) A3サイズ 横長 カラー4色（フルカラー） コート紙135Kg

②内容、記載事項等（(A)(B)共通）

企画にあたっては、「5. 業務目的及び重点ターゲット」の趣旨を踏まえ作成すること。また、下記の情報をポスターに入れること（詳細は契約後に別途指示する。また、印刷前にあらかじめ発注者の承認を得ること）。

- ・選挙名
- ・投票日
- ・投票時間
- ・期日前投票期間
- ・期日前投票会場
- ・「堺市・区選挙管理委員会 堺市明るい選挙推進協議会」の文言

③校正

校正は必要に応じて2回程度行うこととし、各回ごとに発注者の確認を受けること。

④必要枚数

(A) 500枚（うち400枚は四つ折りにすること）

(B) 4,500枚（うち4,300枚は四つ折りにすること）

⑤成果物

- ・ポスター完成品（規格は①、数量は④のとおり）

- ・ Adobe Illustrator データを磁気記録媒体（DVD 等）や大容量ファイル交換サービス等により納品すること。

⑥成果物の納期及び納品場所

- ・ 令和9年1月16日
- ・ 堺市選挙管理委員会事務局

（2）動画素材の企画・制作

①概要

- ・ 6秒及び15秒の2種類を企画・制作すること。
- ・ 堺市 SNS への掲載、交通広告への掲載等で活用する。

（※堺市 SNS への掲載は本市が行うものとする。）

②内容、記載事項等

企画にあたっては、（1）のポスターデザインと統一性のあるものとする。

- ・ 動画の制作手法は、実写撮影、アニメーション、静止画編集等を想定する。
- ・ 動画制作にあたっては、企画、構成案作成、素材作成（撮影又はデザイン制作）、編集、校正、納品までを本業務に含むものとする。
- ・ 動画には、投票日、投票時間その他必要な選挙情報を含むとともに、投票参加を促す内容とすること。
- ・ 実写撮影を行う場合は、出演者の手配、撮影場所の確保等を受注者において実施すること。
- ・ 動画にはテロップ、字幕、BGM 等を付すとともに、無音でも内容が理解できるよう配慮すること。
- ・ 動画の解像度はフルHD（1920×1080）以上、ファイル形式は MP4 形式とすること。
- ・ 校正は2回程度行うこととし、発注者の確認を受けること。

③成果物

- ・ MP4 形式や（4）（5）（6）で必要となる媒体に適した動画データを磁気記録媒体（DVD 等）や大容量ファイル交換サービス等により納品すること。

④成果物の納期及び納品場所

- ・ 令和9年2月6日

- ・堺市選挙管理委員会事務局

（３）バス停留所における大規模広告（シティスケープ）の版下の制作・掲出

①概要

堺市内のバス停留所における大規模広告（シティスケープ）の版下を制作し、関係機関（南海バス株式会社）と交渉し、掲出すること。

※なお、万が一掲出先の確保が困難な場合は、発注者と協議の上、当初想定した掲出面数及び掲出期間と同等の条件を確保できる媒体により代替すること。

②内容、記載事項

- ・ 3箇所程度（概ね8面）に掲出すること。

なお、掲出場所については、事前に発注者に確認の上、掲出場所を確定すること。

- ・ 表面の内容及び文言は（１）①（Ａ）と同じとし、規格は 1,755mm×1,185mm 縦長カラー4色（フルカラー）とすること。

- ・ 掲出前に内容の確認を行うため掲出データを pdf ファイルにて提出すること。

③掲出期間

投票日を含む投票日前の2週間程度の期間

※掲出期間終了後は、適切に撤去・破棄すること。

④成果物

掲出後の写真

※日時及び場所が確認できる内容とすること。

なお、提出方法は紙媒体または電子データのいずれも可とする。

⑤成果物の納期及び納品場所

- ・ 令和9年3月31日
- ・ 堺市選挙管理委員会事務局

（４）交通広告の企画・制作・掲出

①概要

駅構内や電車内へのポスター掲出等について、掲出ポスター版下及び動画素材を制作し、関係機関等と交渉し、掲出すること。

②掲出項目及び場所

- ・次の掲出項目及び場所は必須とする。
- ・各項目で必要となるポスター現物、映像素材は受注者にて準備すること。

(a) 駅構内へのポスター掲出

- ・南海電鉄、JR 西日本及び大阪メトロ御堂筋線の堺市内全駅（30駅程度）

※やむを得ない事情により掲出が困難な駅が生じた場合は、発注者と協議のうえ、対応を決定するものとする。

- ・掲出枚数は、各駅2枚程度
- ・ポスターデザインは（1）のものを使用すること。規格は、掲出枠の大きさに応じて適切に設定すること。（B1サイズ程度を想定）

(b) 電車内への中吊りポスターの掲出

- ・南海電鉄
- ・掲出枚数は、1車両につき1枚程度（必要枚数：1000枚程度）
- ・ポスターデザインは（1）のものを使用し、規格はB3サイズ 横長カラー4色（フルカラー） コート紙135Kg とすること。

(c) バス車内へのポスター掲出

- ・堺市内を運行する南海バス及び近鉄バス
- ・掲出枚数は、バス1台につき1枚程度（必要枚数：350枚程度）
- ・ポスターデザインは（1）のものを使用し、規格は、掲出枠の大きさに応じて適切に設定すること。（B3サイズ程度を想定）

(d) なんばガレリアツインビジョンへの映像広告の放映

- ・南海なんば駅構内の「なんばガレリアツインビジョン」
- ・1枠（15秒）の映像広告（7（2）で作成した動画を使用）

※なお、掲出先の確保が困難な場合は、発注者と協議の上、当初想定した掲出面数及び掲出期間と同等の条件を確保できる媒体により代替すること。

③掲出期間

投票日を含む投票日前の2週間程度の期間

※掲出期間終了後は、適切に撤去・破棄すること。

④成果物

掲出後の写真

※日時及び場所が確認できる内容とすること。

なお、提出方法は紙媒体または電子データのいずれも可とする。

⑤成果物の納期及び納品場所

- ・令和9年3月31日
- ・堺市選挙管理委員会事務局

(5) インターネット広告の企画・制作・掲出

①概要

- ・動画配信サービス（YouTube、TikTok、TVer 等）や SNS（Instagram、LINE、X 等）を活用した動画広告を4媒体行うこと。
なお、前述の媒体の中から3媒体は必ず選定すること。
- ・ディスプレイ広告（GDN、YDA 等）や SNS（Instagram、LINE、X 等）からバナー広告を4媒体掲出すること。
なお、前述の媒体の中から3媒体は必ず選定すること。

②内容、記載事項等

- ・企画にあたっては、(1) のポスターデザインと統一性のあるものとする。
- ・スマートフォン、PC 等からアクセス可能な媒体による掲出を行うこと。
- ・リンク先は、堺市の統一地方選挙特設ホームページとする。
- ・提案した媒体についてのアカウントの取得、運用、端末の用意等の作業は、原則として受注者において実施すること。
- ・想定インプレッション、クリック数、エンゲージメント等を示した掲出計画を提案すること。
- ・配信エリアは堺市とする。
- ・効果測定及び改善方針（PDCA）を提案すること

③掲出期間

投票日を含む投票日前の2週間程度の期間

④成果物

- (a) 磁気記録媒体（DVD 等）や大容量ファイル交換サービス等により納品すること。
- (b) インプレッション、クリック数、エンゲージメント等の実績報告を行うこと。

⑤成果物の納期及び納品場所

- (a)

- ・令和9年2月6日
- ・堺市選挙管理委員会事務局

(b)

- ・令和9年4月28日
- ・堺市選挙管理委員会事務局

(6) 商業施設等でのデジタルサイネージの掲出

①概要

デジタルサイネージについて、堺市内の店舗等と交渉し、掲出すること。

ただし、交渉する前に掲出場所について、市の承認を得ること。

②掲出内容及び場所

- ・(1) 及び (2) で制作したポスター又は動画をデジタルサイネージメディアへ掲出すること。
- ・商業施設など広報啓発効果が期待できる場所（4箇所）に掲出すること。
- ・ただし、公共交通機関に係るデジタルサイネージ広告の掲出は「(4) 交通広告の企画・制作・掲出」で提案すること。

③掲出期間

投票日を含む投票日前の2週間程度の期間

④成果物

掲出後の写真

※日時及び場所が確認できる内容とすること。

なお、提出方法は紙媒体または電子データのいずれも可とする。

⑤成果物の納期及び納品場所

- ・令和9年3月31日
- ・堺市選挙管理委員会事務局

8. 提案にあたっての留意事項

- (1) 広報全般で統一したイメージを保つように、キャッチコピー、デザイン、字体、色づかい等は共通したものを使用すること。
- (2) 受注者は、本業務全体を通じて一貫したメッセージを発信するため、広報啓発の基本コンセプトを策定し、契約締結後60日以内に提出すること。(提出方法は紙媒体または電子データのいずれも可とする。) また、発注者の承認を得た後、当該コンセプトに基づき、ポスター、動画、各種広告媒体を統一的に企画・展開すること。
- (3) 各広報施策は単独で完結するのではなく、媒体間の連動や相乗効果を意識した構成とすること。
- (4) 堺市選挙キャラクター「にゃんばあーる」を活用した提案としてもよい。
- (5) 企画・提案にあたっては、男女平等や多様性を尊重するとともに、公序良俗に反するものや社会通念上物議を醸す可能性が大きいものとならないように配慮すること。
- (6) 候補者の氏名、政治団体の名称等を連想させるような広報啓発は避けること。
- (7) 著名人等のキャラクターを起用する場合は、立候補が予定されている方の氏名等に類似又は想像できるキャラクターは避けるとともに、当該起用者の政治的背景(例えば、過去に特定政党や特定候補者の政治活動又は選挙運動において使用されたことがある等)を配慮し、政治的中立性が確保されるよう十分注意すること。なお、キャッチフレーズも同様に十分注意すること。
- (8) 業務の実施において、故意又は過失により第三者に損害を与えた場合は、受注者がその賠償責任を負うこととし、損害賠償保険その他必要な保険に加入すること。なお、当該費用は、本委託の経費に含むこと。
- (9) 提出された企画案において、発注者の判断により企画変更の協議又は指示を行った場合、受注者はその協議に応じ、又はその指示に従うこと。

9. 業務完了届及び報告書の提出

業務を完了したときは、速やかに業務完了届を提出すること。あわせて、各施策の実施結果及び効果について、定量的・定性的に分析した報告書を提出すること。特にインターネット広告については、インプレッション数、クリック数、クリック率、動画視聴数、エンゲージメント等を分析し報告すること。

10. その他

- (1) 本業務の履行に際し、疑義がある場合はあらかじめ発注者の指示を受けること。
- (2) ポスター等のキャラクター、デザイン等の版下データは、市広報紙、ホームページ等に転用できるものとする。
- (3) 本業務の遂行にあたっては、あらかじめ決めた期日どおりに各業務を着実に進めていく必要があることから、進め方の協議や進行管理・成果等について、常に発注者と連携を図り、情報共有しながら適切な業務が遂行されるよう、適時ミーティング等を行うこと。
- (4) 別紙（暴力団等の排除について）を遵守のこと。
- (5) その他契約書、技術提案書等作成要領及び仕様書に定めのないものについては、その都度、双方協議し、誠意をもってこれにあたるものとする。
- (6) 本業務は、不特定多数の有権者に対する広報啓発を目的とするものであり、特定の個人を識別できる情報を取得又は利用することは、原則として想定していない。なお、業務遂行上やむを得ず個人情報を取り扱う必要がある場合には、受注者は事前に発注者と協議の上、発注者の指示に従い、個人情報保護関係法令を遵守して適切に取り扱うものとする。

暴力団等の排除について

1. 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

2. 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

3. 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。
- (3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

4. 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利用することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。

ない。

- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1) 及び (2) に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が (1) に定める報告及び届け出又は (2) に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。